もとぶ子育て世帯転入奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、もとぶ子育て世帯転入奨励金(以下「奨励金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この奨励金は、未就学児を帯同した転入した者に対し、奨励金を交付することで、本町への子育て世帯の転入推進を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 帯同 申請者が単身ではなく同一世帯員とともに転出転入することをいう。

(2) 子育て世帯 未就学児が同一世帯内に1人以上いる世帯

(3) 同一世帯員 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく住民票上における同一の世帯員をいう。

(4) 未就学児 転入日の前日までに出生又は里子等となり、満6歳に達する日以後の最初の3月 31 日以前である者をいう。

(5) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者（里親、祖父母等）であって、未就学児を現に監護する者をいう。

(6) 転入 本部町外に住民票を有する者が、本部町内に住民票を異動することをいう。

(7) 転出 本部町内に住民票を有する者が、本部町外に住民票を異動することをいう。

（対象者）

第4条 この奨励金の対象者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 申請者が、4月1日以降に転入した子育て世帯の未就学児の保護者であること。

(2) 帯同して転入した世帯員が、転入日の前日まで連続して1年以上本部町外に住民票を有していること。ただし、帯同する未就学児が1歳未満の場合はこの限りでない。

(3) 申請者が、転入前の市区町村において税の未納がない者であること。

(4) 申請者が、国、県等から同様の趣旨の奨励金の交付を受けていない者であること。

(5) 申請者及び申請時時点での同一世帯員が、本部町暴力団排除条例(平成 23 年条例第 15 号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でない者であること。

(6) 申請者が、日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(7) 申請者が、過去にこの奨励金の交付を受けていない者であること。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、以下のとおりとする。

(1) 世帯 10 万円

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、もとぶ子育て世帯転入奨励金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、転入後1年以内に町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書の写し

(3) 世帯全員分の戸籍の附票の写し

(4) 転入前の市区町村の未納がない証明書(転入日の属する年の前年分)

(5) 振込先金融機関口座が確認できる書類(金融機関名・支店・口座番号・口座名義人氏名が分かるもの)

(6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当であると認めるときは、奨励金の交付を決定し、もとぶ子育て世帯転入奨励金交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知し、速やかに奨励金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第8条 町長は、奨励金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定を取り消し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2) この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3) 奨励金の交付の日から起算して3年未満に本部町から転出したとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(4) 前3号に定めるもののほか、町長が取り消すべき理由があると認めたとき。

2 前項の規定により奨励金の返還を命じる額は、同項第1号、第2号及び第4号に該当するときは奨励金の全額とし、同項第3号に該当するときは奨励金の交付の日から取消し事由が判明した日までの年数に応じ、次に定める額とする。

(1) 1年未満 奨励金の全額

(2) 1年以上3年未満 奨励金の2分の1の額

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年4月1日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

もとぶ子育て世帯転入奨励金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

本部町長　　様

（申請者）
住　所
氏　名
電　話

もとぶ子育て世帯転入奨励金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり奨励金の交付を申請するとともに、その支払いを請求します。

〇転入等の状況について

転入前の住所及び居住期間	住所:	居住期間:
	住所:	居住期間:
	住所:	居住期間:
帯同する未就学児の数	人	
交付申請額兼請求額	円	

〇振り込み先について

金融機関名			支店名	
口座種別			口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	
フリガナ				
口座名義人				

添付書類

□（1）誓約書（様式第2号）　□（2）公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書の写し（マイナンバーカードの写し等）

□（3）世帯全員分の戸籍の附票の写し

□（4）転入前の市区町村の未納がない証明書(転入日の属する年の前年分)

□（5）振込先金融機関口座情報が確認できる書類（金融機関名・支店・口座番号・口座名義人氏名が分かるもの）

□（6）町長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

誓　約　書

私は、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた奨励金を返還します。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
(2) この要綱等に違反していることが認められたとき。
(3) 奨励金交付の日から起算して3年未満に本部町から転出したとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない事情があると町長が認めたときはこの限りではない。
(4) 前3号に定めるもののほか、町長が取り消すべき理由があると認めたとき。

年　月　日

（申請者）
住　所
氏　名
電　話

本部町長　　様

様式第 3 号（第 7 条関係）

もとぶ子育て世帯転入奨励金交付決定兼確定通知書

本部町指令第　号

年　　月　　日

様

本部町長

年　　月　　日付けで申請のあったもとぶ子育て世帯転入奨励金の交付については、次のとおり条件を付して決定及び確定したので、もとぶ子育て世帯転入奨励金交付要綱第7条の規定により、通知します。

記

1　交付決定兼確定額　　金　　円

2　次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の返還を命ずることがある。

(1)　虚偽の申請その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(2)　この要綱等に違反していることが認められたとき。

(3)　奨励金の交付の日から起算して3年未満に本部町から転出したとき。ただし、災害、病気その他やむを得ない事情があると町長が認めたときは、この限りでない。

(4)　前3号に定めるもののほか、町長が取り消すべき理由があると認めたとき。